

アキタ・リサーチ・イニシアチブ規約

制定 2018年4月10日

改訂 2022年3月23日

改訂 2023年3月20日

事務局 秋田県産業労働部輸送機産業振興室

(設置及び名称)

第1条 本会の名称は、アキタ・リサーチ・イニシアチブ（英語表記：Akita Research Initiative）とし、秋田県秋田市に設置する。

(目的)

第2条 本会は、航空機の電動化実現に寄与する研究開発拠点を秋田県に創出し、航空機分野における産業化の基盤とするため、航空機電動化の研究推進、同領域に関する優れた人材の育成、産学官金連携の推進を目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行うことができる。

- (1) 航空機電動化に関する共同の研究開発
- (2) 情報収集及び会員間での共有
- (3) オープンフォーラムの開催等による成果情報の発信
- (4) 広報・啓発活動
- (5) その他、第2条の目的を達成するために必要な事業

(代表)

第4条 本会の代表は、公立大学法人秋田県立大学大学院システム科学技術研究科長と国立大学法人秋田大学大学院理工学研究科長が共同で務める。

(会員)

第5条 本会は、第2条の目的に賛同し、本規約に同意する者で、第10条第1項に基づき入会した個人（以下「会員」という。）で構成する。

(運営委員会)

第6条 本会の活動を推進するため、本会に運営委員会を設置する。

- 1 運営委員会の議長は、代表が交互に務める。
- 2 運営委員会は、全会員によって構成する。
- 3 運営委員会は、議長を務める代表が招集し、原則として毎年度3回程度開催する。
- 4 運営委員会は、本会の運営に関する次の事項を行う。
 - (1) 運営方針及び事業計画の決定
 - (2) オープンフォーラム等の企画
 - (3) その他、本会の運営に必要な事項
- 5 運営委員会は、必要に応じ、運営委員会にオブザーバーを置くことができる。

(研究開発ワークショップ)

第7条 第3条(1)に定める事業を実施するため研究開発ワークショップを設置する。

- 2 研究開発ワークショップの運営については、別途定める。

(事務局)

第8条 本会の事務局は、秋田県産業労働部輸送機産業振興室に置く。

(会費)

第9条 本会の会費は無料とする。

(入退会)

第10条 本会の会員になろうとする法人、団体及び個人は、本規約に同意の上、所定の入会申請書を事務局へ提出し、代表が入会を承認することにより会員になることができる。

- 2 本会の会員は、事務局へ退会届を提出することにより、任意に退会することができる。ただし、退会しようとする会員が研究開発ワークショップに所属する場合、別途の定めによるものとする。

(情報の取扱い)

第11条 本会が会員から入手した個人情報、事務局が適切に管理し、法令等に基づき開示が必要な場合を除き、会員の同意なく第三者に開示しないものとする。

2 本会の会員間で秘密情報を開示・提供する場合は、当該会員間で、別途秘密情報の取扱いに関する取決め等を締結するものとする。

(規約の変更)

第12条 本規約の変更は、運営委員会の決議を経てこれを行う。

(設置期間)

第13条 本会の設置期間は、2029年3月31日までとする。ただし、運営委員会において決議された場合、期限を定めて設置期間を延長または短縮することができる。

(その他)

第14条 本規約に定めのない事項は、運営委員会の決議を経て別に定める。

附則 本規約は、2018年4月10日から施行する。

本規約は、2022年3月23日から施行する。

本規約は、2023年3月20日から施行する。